

# 「医療系介護報酬改定のポイント 2015 年 4 月版」正誤及び追補 (2015. 7. 24 現在)

頁	訂正箇所	誤	正
7	上から 5 行目	…介護サービスの充実分+ <u>0.65%</u> を…	…介護サービスの充実分+ <u>0.56%</u> を…
10	下から 6 行目	①これまでサービス <u>提要</u> 体制強化加算…	①これまでサービス <u>提供</u> 体制強化加算…
■73	下段※	※ <u>医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月 2 回目以降の緊急時訪問</u> については、 <u>夜間、早朝、深夜</u> の加算を併せて算定できる。	※ <u>特別管理加算を算定する状態の者に対する 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問</u> については、 <u>早朝、夜間、深夜の訪問看護に係る</u> 加算を併せて算定できる。
■74	下段※		
■86	下から 14 行目	…身体機能 <u>の</u> 回復するための集中的なリハビリテーション	…身体機能 <u>を</u> 回復するための集中的なリハビリテーション
■86	下から 4 行目	…多職種協働による <u>通所</u> リハビリテーション計画の作成 (Plan)、	…多職種協働による <u>訪問</u> リハビリテーション計画の作成 (Plan)、
■113	上から 7 行目	…応じた所定単位数 <u>が</u> 算定すること	…応じた所定単位数 <u>を</u> 算定すること
■136	上から 4 行目	② いずれかの選択的サービスを週 <u>2</u> 回以上実施していること。	② いずれかの選択的サービスを週 <u>1</u> 回以上実施していること。
158	15 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \lfloor [(50 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (40 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (50 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月})] \div [(50 \text{ 人} + 40 \text{ 人}) \div 2] \rfloor = 0.48$	
158	下から 9 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \lfloor [(70 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (20 \text{ 人} \times 10 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 2 \text{ カ月})] \div [(20 \text{ 人} + 30 \text{ 人}) \div 2] \rfloor = 0.27$	
158	下から 1 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \lfloor [(90 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月})] \div [(10 \text{ 人} + 10 \text{ 人}) \div 2] \rfloor = 0.1$	
■231	下から 7 行目	…関係職種が <u>一</u> 回に介して実施することを	…関係職種が <u>一</u> 堂に介して実施することを
■232	下から 9 行目	…口腔に関する問題点、 <u>歯科医師からの指示内容の要点</u> 、口腔ケアの方法及びその他必要と思われる事項	
243	下から 12 行目	… (⇒P253 の <u>才</u> )	… (⇒P253 の <u>ホ</u> )
■443	上から 14 行目	平地歩行 … <u>10</u> 自立 <u>5</u> 部分介助 <u>0</u> 全介助	平地歩行 … <u>15</u> 自立 <u>10</u> 部分介助 <u>5</u> <u>車いす使用</u> <u>0</u> 全介助
■450	「1. 経口による継続的な食事の摂取のための支援の観点」表中⑰	⑰ <u>食事中や食後に濁った声になる</u>	(削除) ※ 以降⑱～㉓を⑰～㉒に変更
■469～490		別紙 PDF に差し替え	
■527	表中 2 列目「サービス内容(算定項目)」	…診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(I)(ii)(iii)(iv)(v)又はユニット型 <u>療養</u> 型(介護予防)短期入所療養介護費(II)(III)(V)(VI)を算定する場合	…診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(I)(ii)(iii)(iv)(v)又はユニット型 <u>診療</u> 所型(介護予防)短期入所療養介護費(II)(III)(V)(VI)を算定する場合
裏表紙	上から 2 行目	(2014 年 3 月現在)	(2015 年 3 月現在)

※■は、本書発行後に厚労省から出された通知等の内容を反映したものの(追補)です。

※正誤・追補表は、必要に応じて随時更新していきます。最新の正誤表については、保団連のHPをご参照ください。(保団連HP: <http://hodianren.doc-net.or.jp/>)